



第4章 計画の基本的な考え方



基本理念

地域と行政が協働して福祉のまちづくりを進めていくための基本理念を、総合計画の基本構想及び前期計画の理念を踏まえ、次のように設定します。

摂津市総合計画の基本構想

「みんなが育む つながりのまち 摂津」



《第4期地域福祉計画基本理念》

「みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、
笑顔あふれるつながりのまちづくり」





2

第4期計画の体系

基本目標

1 多様な活動を 生み出す地域づくり

- 1 市民主体の地域福祉活動の充実
- 2 地域の担い手の確保
- 3 地域福祉団体等への支援
- 4 活動の場づくり

2 地域共生社会の 実現に向けた包括的 支援体制の構築

- 1 関係団体・機関のネットワーク強化
- 2 相談者等の立場に立った情報提供
- 3 支援体制の充実

3 誰もがいきいきと 暮らせるまちづくり

- 1 健康医療のまちづくり
- 2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり
- 3 社会的孤立や貧困をつくらないまちづくり
- 4 障害のある人に寄り添ったまちづくり
- 5 子育てしやすいまちづくり
- 6 人権を守るまちづくり

4 安心して暮らせる まちづくり

- 1 緊急時・災害時の支援体制の充実
- 2 防犯対策の充実

摂津市社会福祉協議会との連携





3

第4期計画で推進する施策

基本理念に掲げる「みんなで支え合い育む、誰もが安心して暮らせる、笑顔あふれるつながりのまちづくり」を実現するために、4つの基本目標を定め、地域福祉の推進を図ります。

基本目標1 多様な活動を生み出す地域づくり

地域福祉の発展のためには、地域住民の活発な活動が何よりも重要です。住民同士のつながりを基礎として地域福祉の活動を発展させ、把握しきれないほど、多様で豊富な活動を生み出す地域づくりを目指します。

1 市民主体の地域福祉活動の充実

まちづくりの主役は「市民」であり、地域福祉の向上には市民主体の活動の活性化が重要です。

行政のサービスや活動である「公助」だけでなく、市民自らが考え・行動する「自助」、地域において市民相互に支えあい協力する「共助」が活性化されなければ、計画の基本理念は達成されません。

こうした「自助」「共助」を育み、それを支える「公助」の充実を図ることで、市民主体の地域福祉活動を広げ、地域の課題解決力の向上に取り組んでいきます。

つながりのまち摂津連絡会議の取組み

摂津市自治連合会・摂津市老人クラブ連合会・摂津市民生児童委員協議会・摂津市社会福祉協議会の4団体と摂津市が、市制施行50年（平成28年）を機に、「つながりのまち摂津をみんなで育もう」をスローガンに掲げ、あらためて地域のコミュニティの大切さを市民に訴える共同アピールを行いました。平成29年には4団体により「つながりのまち摂津連絡会議」が立ち上げられ、以降、毎年2月を活動の強化月間とし、街頭啓発や地域福祉に係る講演会を開催するなど、啓発活動に取り組んでいます。

今後も、この取組みをとおして、地域住民相互のつながりを大切に作るまちづくりを進めていきます。





2 地域の担い手の確保

近年、少子高齢化や定年延長、女性の社会進出などの社会変化により、これまでより地域の担い手を確保することが困難になってきており、それに伴い、各地域で活躍されている担い手の方々の負担が大きくなっています。こうした課題に真摯に向き合い、一步一步解決につなげることが、新たな担い手の確保にもつながることになります。

■参考：主な団体等の参加者等推移 各年度4月1日時点

項 目		平成27年度	平成29年度	令和元年度
自治連合会	自治会数	112	108	106
	加入世帯数	23,334	22,966	21,415
老人クラブ連合会	クラブ数	57	55	53
	会員数	3,096	2,813	2,493
校区等福祉委員会	役員・ボランティア数	—	581	520
N P O 法人	団体数	19	19	19
ボランティアセンター	登録団体数	35	37	43
	登録者数	513	536	596

① 現役世代への働きかけと担い手の負担軽減

第3期計画期間中においては、ボランティア登録者数などの伸びは見られたものの、自治会や老人クラブなどの地域の基礎となる団体に参加する市民は減少し続けています。また、近年、民生委員・児童委員の委嘱数が定員に満たない状況が続いています。

一方で、アンケート結果では、9割を超える方が「地域の助け合いの必要性」を感じており、約5割の方が時間などの条件が合えばボランティア活動等に参加してみたいと回答しています。

今後、地域の担い手を確保していくためには、忙しく時間がとりにくい現役世代の方にも、できることから参加してもらい、できる限り地域福祉活動に携わってもらえるよう、担い手側の負担軽減などにも取り組んでいく必要があります。また、地域福祉活動に直接携わることが難しい人でも、寄付等を通して支援・貢献を行うことができる仕組みづくりなど、多様な参画手法についても検討してまいります。

② 地域を担う人材の確保と育成

多様な活動を生み出す地域づくりのためには、活動をリードする人材を確保するとともに、さらに活動を深化させるための人材育成が欠かせません。

これまでも、ボランティア講座や人材育成事業（市民公益活動補助金）など地域福祉に係る人材の育成に取り組んできましたが、第4期計画においても、こうした取組みのさらなる発展に努めていきます。





また、子どもから高齢者まで広く地域住民に地域のコミュニティの大切さを理解してもらうための取組みも重要です。積極的な啓発活動に加え、市民講座や学校教育を通じた取組みも図っていく必要があります。



あったか近所サポーター養成講座



いきいきカレッジ

3 地域福祉団体等への支援

自治会や老人クラブ、校区等福祉委員会をはじめ、地域では様々な地域団体やボランティア団体が活躍していますが、自治会の加入率減少にも表れているように、多くの団体で、新たな住民の参加や次世代の担い手の確保等が大きな課題となっている状況です。

既存の団体の活性化や新たな組織の育成のためには、地域住民に対し積極的に情報発信を行うとともに、様々な活動の発掘・コーディネートなどの支援が必要です。

① 地域情報の発信

多くの市民に地域福祉活動に参加してもらうためには、まず地域での活動を知ってもらうことが重要です。広報やチラシ、ホームページなどに加え、近年、急速に利用が拡大した SNS の活用も含め、あらゆる場面を通して、市民に地域の情報等を発信していきます。

② 自治会や校区等福祉委員会等を中心とした地域活動への支援

自治会や老人クラブ、校区等福祉委員会、民生児童委員協議会等の地域福祉の基礎となる団体の多くは、会員や役員の高齢化により、次世代の担い手の確保などに深刻な課題を抱えています。

これらの団体は、地域住民の身近な場所で様々な活動を展開し、地域福祉の向上に大きく寄与するとともに、行政の様々な施策の推進にも欠かせない存在です。

これら団体の抱える課題について、市と団体が強力で連携して対応していきます。





校区等福祉委員会（小地域ネットワーク活動）

校区等福祉委員会は、旧小学校区（12校区）単位に結成された住民の自主的な地域福祉活動を推進することを目的とする組織です。

それぞれの地域の課題やニーズをとらえ、解決するために、住民が気軽につどえる「サロン」や「世代間交流」などの活動を展開しています。

子育てサロン



世代間交流



カフェ

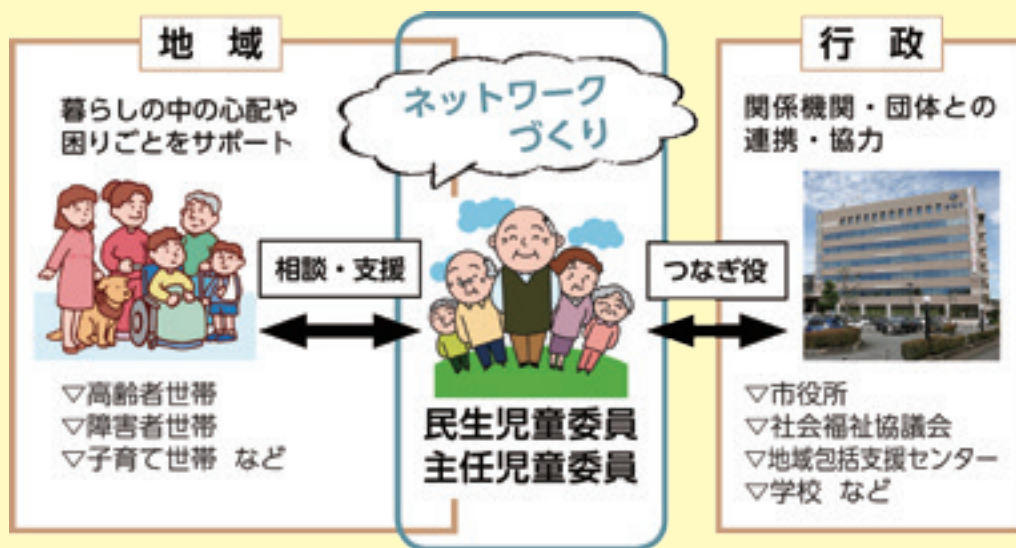


リハサロン



地域の民生委員・児童委員（摂津市民生児童委員協議会）

民生委員・児童委員は、法律により厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアです。地域に暮らす身近な相談相手であり、日ごろの生活の困りごとのサポートや地域の見守り活動を通じて得た生活課題などを行政や関係機関につなげるための「つなぎ役」になります。





③ NPO 法人や社会福祉法人、民間企業などとの活動支援

まちづくりを担う主体として、市民や行政の他に NPO 法人等の存在も欠かせません。NPO 法人等の力を地域福祉の向上に最大限発揮してもらうため、NPO 法人等と市民・行政が連携して様々な取組みを展開していく必要があります。

④ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域には、多くの人気づいていない様々な住民相互の「つながり」が存在します。こうした「つながり」を発掘し発展させるため、平成30年度から「生活支援コーディネーター事業」を立ち上げ、市役所に1名、摂津市社会福祉協議会に2名の生活支援コーディネーターを配置しています。

生活支援コーディネーターは、地域に出向き、様々な活動を発掘し、情報の共有化や活動相談などの地域のつながりをコーディネートすることで、高齢者に関する様々な生活課題の解決を支援します。

平成30年度は市内各地域を回り、様々な地域活動の情報を取り上げ「高齢者のための地域活動マップ」を作成しました。今後は、さらなる地域資源の発掘に努めるとともに、活動への支援・コーディネートなどの取組みを進めていきます。



「高齢者のための地域活動マップ」
平成30年度に生活支援コーディネーターが作成。中学校区（5校区）単位で活動団体をまとめている。

⑤ 財政的支援

これまで、自治会や老人クラブ、校区等福祉委員会、民生児童委員協議会、NPO 法人等の様々な団体の活動に対して補助金を交付するなど、財政的支援を実施しています。今後も、地域福祉を進めるために必要な財源の確保に努めます。

4 活動の場づくり

地域住民同士の交流を促進するため、より身近な地域で活動・交流できる場を確保していくとともに、集会所や公民館、地域福祉活動拠点などの公共施設の利便性向上を図る必要があります。





■主な地域福祉活動の場の利用件数の推移

単位：件

施設名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域福祉活動支援センター	768	840	845	873
地域福祉活動拠点（4か所）	499	397	246	421
市立集会所（50か所）	7,682	7,379	7,579	7,738
公民館（5か所）	10,773	11,206	10,493	9,899
コミュニティプラザ	10,591	10,507	10,058	9,926
別府コミュニティセンター	—	495	1,883	2,503

① 活動の場の整備等

アンケート調査では、住民が日頃集まり活動する場として、集会所（自治会館含む）と回答した方が39.1%と前回調査の27.4%と比較し10ポイント以上増加しており、高齢者の「つどい場事業」など、新たな活動の影響が表れたものと思われま

一方、その他の公共施設では前回調査と差異がほとんどなく、さらなる活用促進が期待される結果となりました。

また、活動の場で不便を感じたことに関する調査では、「特にない」と回答した方が52.2%と、前回調査から10ポイント以上の改善が見られました。

第4期計画では、既存の公共施設の更なる活用促進と利便性の向上を図ります。

なお、第3期計画では、第三中学校区における新たな地域福祉活動拠点の整備を目標として掲げていましたが、同校区の福祉委員会では公民館などの既存の施設を有効利用し活発な活動を展開していることから、今後の活動状況等を見守りつつ、必要に応じて検討してまいります。

② 多様化する活動場所

アンケート調査では、住民が日頃集まり活動する場として、集会所（自治会館含む）と回答した方が39.1%と最も多く、次いで公民館が10.9%で、この2つの施設だけで全体の5割となり、その重要性を示す結果となりました。

一方で、今回のアンケート調査から選択肢に追加した「喫茶店やファミリーレストラン、ショッピングセンターなど」と回答した方は3.7%と、摂津市立コミュニティプラザと学校に次いで、5番目に多い回答となっており、民間事業者等が提供する場での活動の展開にも期待が持てる結果となりました。

今後は、公共施設の更なる充実に加え、民間施設を活動の場として利用していくことについて、財政的支援の実施や企業等の社会貢献の促進も含めて検討していく必要があります。





また、平成31年3月に新たに策定された「摂津市空家等対策計画」において、今後増加が予想される空き家や空き家除却後の跡地を、地域コミュニティの場などに活用することについて検討を進めることとしています。



「JOCA (ジョカ) 大阪」(正雀本町1丁目)

青年海外協力協会が運営。

誰でも使えるセルフサービスのカフェで、宿題・集会・サークル活動など、地域住民のつどい場として「人ツナガリと創造の拠点」を目指している。



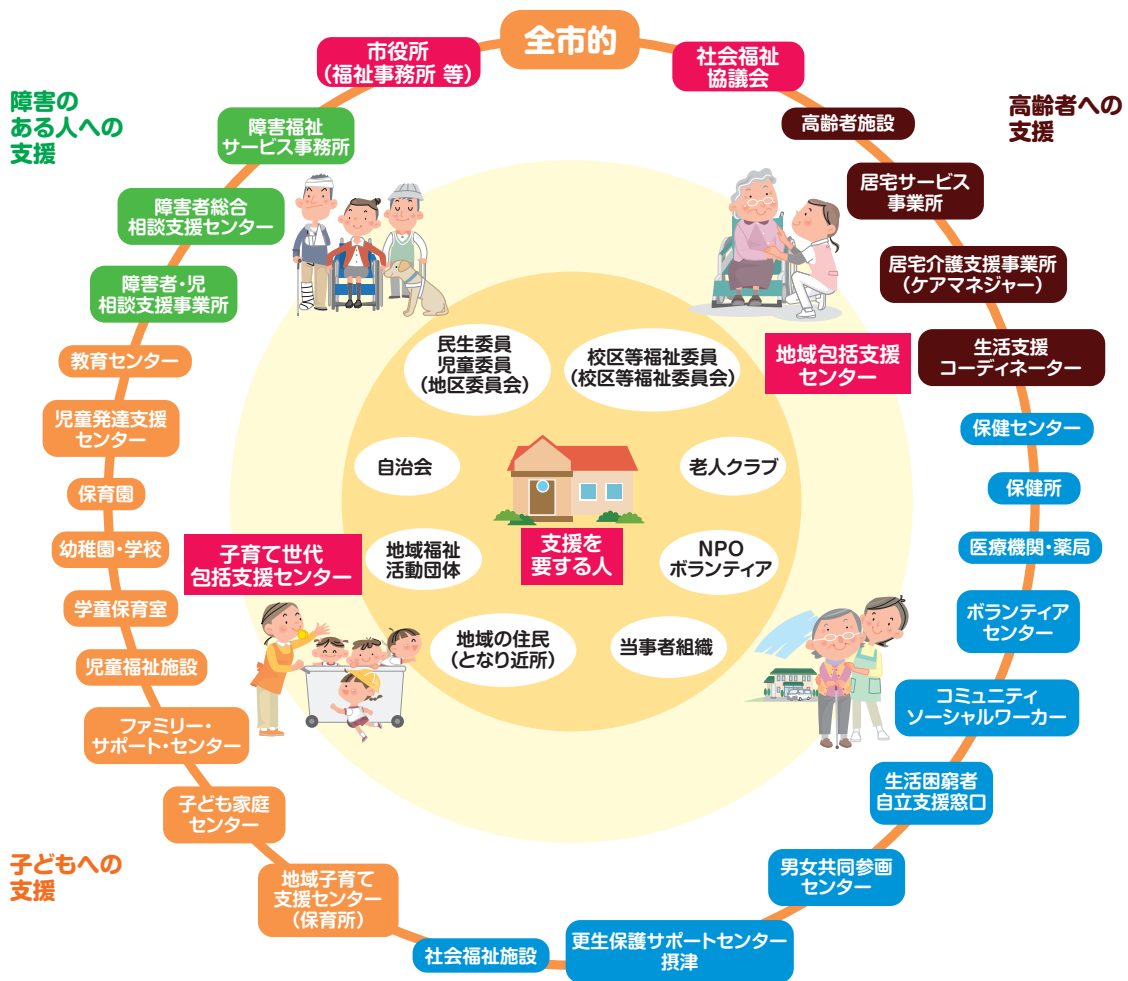


基本目標 2

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

少子高齢化や核家族化などの社会的変化により、今後、支援を必要とする人がますます増加していきます。また、地域で日々おこる様々な課題は、既存のサービスだけでは対応できないものや、複合的な要因によるものも多くあるため、従来の縦割り型の支援ではなく、包括的な支援が求められています。

相談・支援体制のネットワーク



1 関係団体・機関のネットワーク強化

各機関においては、目前にある多くの課題に専門的に対応するために、縦割り型の組織構成とする必要もありますが、縦割り型の組織では完結できない複合的な悩みを抱える住民にとっては、適切な相談窓口にとどり着くことが大きな負担となります。

こうした複合的な課題に対応するためには、あらゆる機関が、包括的な視点を持って、関係機関同士の連携・協力のもと課題解決に努めていく必要があります。

また、様々な関係機関同士の連携のあり方について改善を図り、効率的なネットワークの構築と運営に努めます。





地域包括支援センター

「地域包括支援センター」は、平成18年度から開設されている高齢者のための総合相談窓口で、「地域包括ケアシステム」の中核となる機関の一つです。健康や医療、福祉や生活に関すること、介護保険サービスに関すること、高齢者の人権や財産を守るための制度に関すること、虐待の防止に関することなどの相談を受け付けています。

本市では、市内に1か所設置し、摂津市社会福祉協議会で運営していますが、今後はさらに細かな日常生活圏域ごとに設置できるよう、検討していきます。



子育て世代包括支援センター

「子育て世代包括支援センター」は、妊産婦や乳幼児の健康保持・増進のため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援を行うことを目的とするもので、本市では令和2年度からの開設を予定しています。

同センターには保健師や助産師などの専門職を配置し、子育てに関する様々な相談に対応するとともに、母子健康手帳の交付事務も行います。

2 相談者等の立場に立った情報提供

市民の様々な悩みを解決に導くために、各相談機関は、相談者が複合的な悩みを抱えていることを念頭に、所管や行政分野に関わらず、断らない窓口の構築に努める必要があります。

そのために、各関係機関は、それぞれの相談者に応じた情報の収集と提供を行わなければなりません。

① 相談窓口の充実

相談の属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め対応するとともに、適切に関係機関につなぐことができるよう、各種ネットワークも活用しながら、窓口相談体制の充実を図ります。

また、複合的な悩みを抱える相談者に対して適切に情報提供ができるよう、関係機関は、所管する分野だけに限らず、窓口において想定される相談内容に関する情報の収集に努めます。





② 効率的・効果的な情報発信

広報やホームページなどのほか、関係機関が発行する様々な情報誌やパンフレット・チラシなど、様々な情報発信媒体が存在します。こうした情報媒体を把握し、相談者等の目線に立った効率的・効果的な情報発信に努めます。

また、関係機関が開催するイベントや会合、地域で行われる行事など、人が集まる場面を的確に捉え、積極的な情報発信に努めるとともに、SNS などの新たな情報発信ツールの活用についても検討してまいります。



「地域福祉通信」
複数機関の情報を発信している



摂津市社会福祉協議会の facebook

3 支援体制の充実

複合的な要因による課題や公的サービスの対象とならない制度の狭間で発生する課題などに適切に対処していくため、更なる支援体制の充実が求められています。

また、公的機関と地域が連携し、従来よりも柔軟な支援体制を検討する必要があります。

① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動

市内の地区民生児童委員協議会の会議や校区等福祉委員会が行っているサロン活動等に参加し、地域での課題や市民の困り事を汲み上げ、適切に関係機関につなぐことや、市民のネットワークづくりを行い、地域福祉活動を活性化させる役割を担っています。





現在、CSWは摂津市社会福祉協議会に3名配置されていますが、今後、増加が予想される相談に適切に対応していくため、更なる配置についても検討していきます。



CSWによる「福祉なんでも相談会」



「あったか近所サポーター養成講座」の
修了生との会議

② DV・虐待防止の取組みの充実

人と人とのつながりの希薄化は、地域力の低下を招くだけでなく、家庭の中でおこる様々な課題に対する個人の負担増をもたらし、その結果、配偶者などからの暴力(DV)や高齢者・障害者・子どもなどへの虐待へ発展してしまうこともあります。

こうしたDVや虐待に対しては、関係機関のネットワーク強化や相談窓口の充実を図り、早期発見と適切な対応を図るとともに、虐待等の防止や対応に関する情報発信を積極的に行うことで、虐待等を未然に防止する地域力の強化を図ります。

③ 居住支援の取組みの推進

少子高齢化が進み、空き家の増加が社会問題化する一方で、家賃の滞納や孤独死、身元保証等の懸念から、高齢単身者などが賃貸住宅への入居を拒まれる事例が増加しており、高齢者や低所得者の住宅の確保が課題となってきています。

こうした課題に対して、平成29年に国において「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」が改正され、高齢者や低所得者等の「住宅確保要配慮者」の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設などの取組みが進められることとなりました。

安心して暮らしていくためには、「衣・食・住」といわれるように、住宅の確保はかせません。

本市においても、平成30年6月の大阪北部地震で被災した高齢者の方などから、住宅の確保についての相談が寄せられており、今後は、こうした課題に適切に対応していくため、建設部局と福祉部局が連携し、居住支援の取組みを推進していきます。





権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）

市でも、75歳以上の後期高齢者が急速に増加し高齢化が進んでおり、今後、認知症などによって、意思決定が困難となるケースの増加が予想されます。

また、平成30年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）の改正を受け、障害のある人が地域社会で日常生活や社会生活を営むことを目的とした「地域移行支援」の一層の推進が図られることとなります。

こうした方々が地域において安心して暮らしていくためには、「権利擁護」の取組みが、重要となりますが、「成年後見制度」などの意思決定を支える制度が十分に利用されていないという現状があります。

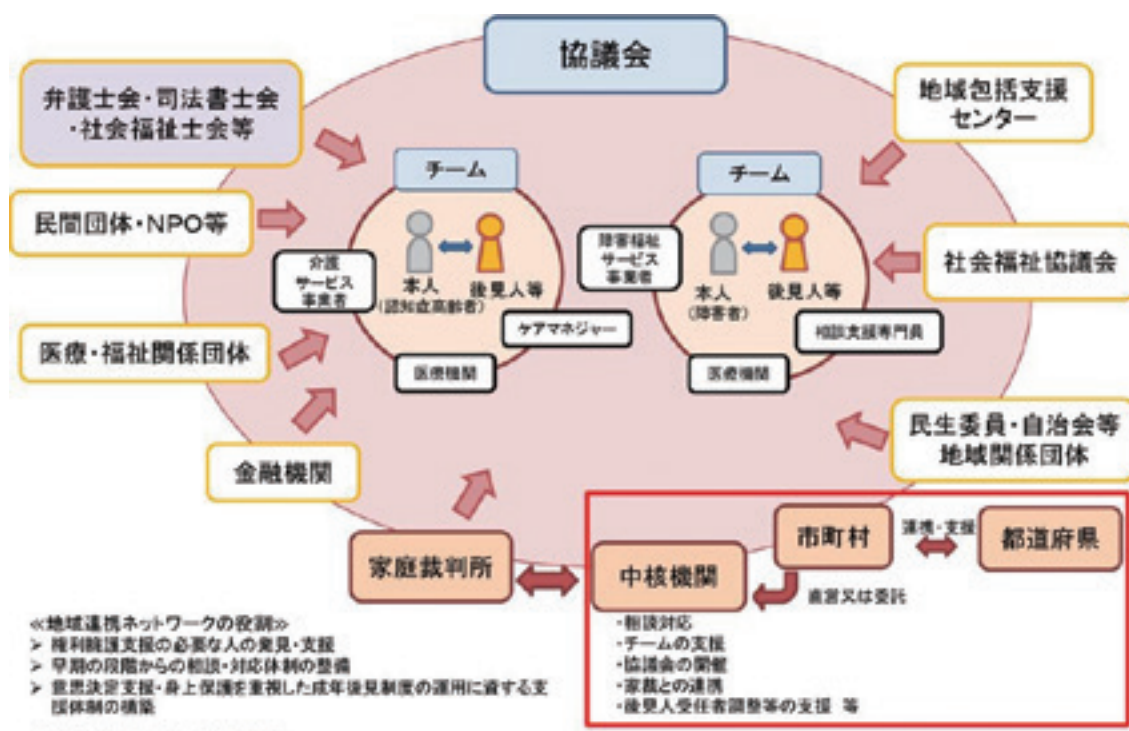
こうした状況を踏まえ「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に施行されました。この項目は、同法に基づき策定する計画である「成年後見制度利用促進計画」として位置づけ、権利擁護の推進に努めます。

- ① 認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分ではない人を早期に把握し、適切に支援できるよう地域連携ネットワークの構築を図るため、中核機関の設置を検討します。
- ② 判断能力が十分ではない人を支援するため、本人を中心として家族・親族、保健・福祉・医療・地域の関係者や後見人によるチームに関わり、協力して日常的に本人を見守る体制をつくります。また、法律・福祉の専門職団体や関係機関がチームを支援する体制づくりや市民後見人制度について検討します。
- ③ 「生活困窮自立支援制度」や、社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」の充実を図り、必要な人が適切に成年後見制度を利用できるよう関係機関との連携を図ります。また、本人の申立てが困難な場合や、申立てできる親族がいない場合などは、市長申立制度を活用して支援につなげます。
- ④ 成年後見制度の利用を促進するため、研修会・出前講座の開催やパンフレットの配布、広報紙やホームページへの記事掲載などにより、制度内容や相談窓口の周知を図ります。





地域連携ネットワークのイメージ



資料：厚生労働省





基本目標 3

誰もがいきいきと暮らせるまちづくり

1 健康医療のまちづくり

誰もがいきいきと暮らしていくためには、健康が大変重要です。

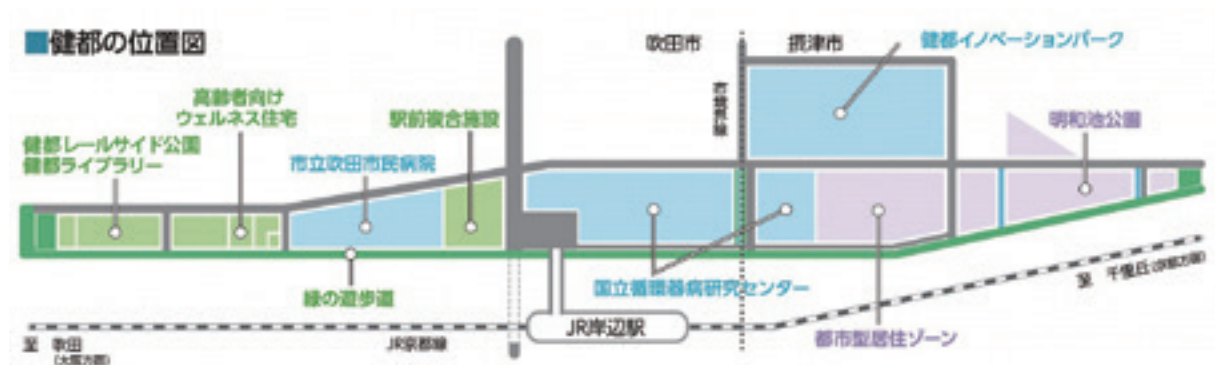
しかしながら、団塊の世代が75歳以上の後期高齢を迎える2025年問題を目前に控え、今後、地域で発生する福祉課題が急速に増加することが予想されています。

こうした課題の発生を少しでも減少させるためには、健康づくり施策や地域医療体制の充実に努めるとともに、地域福祉の活動の場を利用し、まちぐるみで健康寿命の延伸に取り組む必要があります。

本市は、「北大阪健康医療都市（健都）」を構成するまちとして、恵まれた環境を活かし、様々な取組みを進めていくことが期待されています。

主要な関連計画

「まちごと元気！健康せつつ21（健康増進計画、母子保健計画、食育推進計画、自殺対策計画）」



校区等福祉委員会の「リハサロン」 保健師による講話（左）・体操（右）





2 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、医療、生活支援、介護予防、住まいなどの様々なサービスを地域全体で提供し合う「地域包括ケアシステム」の構築を進めることが必要です。

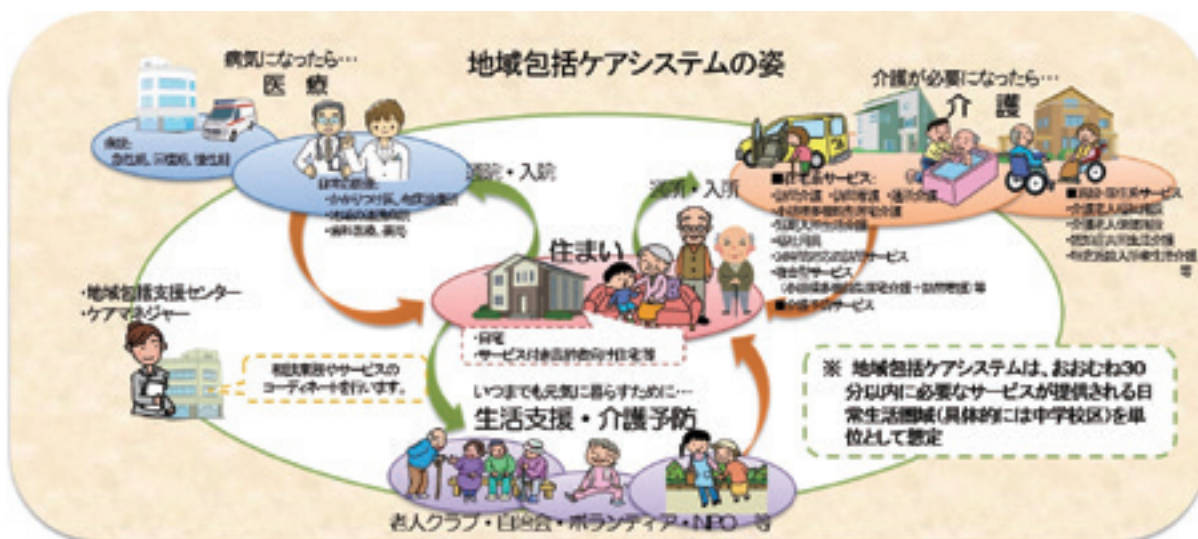
介護予防や健康づくりの活動、認知症の人とその家族への支援、ひとり暮らし高齢者の見守りなど、地域住民の支え合いや関係機関の連携により高齢者を支えるまちづくりを目指します。

また、高齢者の豊かな知識と経験を社会に生かし、生きがいをもって活動ができる機会を充実することが必要です。

主要な関連計画

「せつつ高齢者ががやきプラン（摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」

■地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省

生きがいづくり



摂津市老人クラブ連合会
万博記念公園で健康ウォーキング



シルバー人材センター
交通専従員



摂津市ボランティアセンター
移送ボランティア活動





「多職種連携研修」

医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係者や介護事業所等の関係者による合同研修

せつつ医療・介護つながりネット
市民に医療や介護情報を提供するとともに、関係機関の間で情報共有も行う。



3 社会的孤立や貧困をつくらないまちづくり

単身の高齢者世帯の増加に加えて、80代の親が、ひきこもりが長期化した50代の子と同居することから生じる「8050問題」や就職氷河期世代のひきこもり問題、日本語に不慣れな外国人の住民の増加など、新たな課題に対応するため、社会的孤立への対策強化が求められています。

また、こうした世帯やひとり親世帯などから生じる貧困の課題に対しては、給付施策のみに頼ることなく、根本的に貧困の連鎖を断ち切るため、地域福祉の視点に立った、まちぐるみでの支援を展開していくことが重要です。

生活困窮者自立支援制度

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の経済的・社会的な自立を支援する体制の整備が進んできています。

本市においても市役所に相談窓口を設置し、就労等の各種相談など生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、市内の大学などと連携し、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業を実施しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自立相談件数	15	15	14	14
学習支援事業参加者数	173	160	332	430





多方面から支援

本人が抱える背景や状況を考慮しながら、各機関が連携を密にして支援を行います。

CSW (コミュニティ・ソーシャルワーカー)

社会福祉協議会に属する専門資格を持つ相談委員が相談に応じます。

校区等福祉委員会、民生児童委員協議会など地域の関係者と連携した支援を行います。

本人

生活困窮者 自立支援相談窓口

市役所に設置されている窓口で、社会参加や就労支援を中心にサポートを行います。

福祉事務所

生活や福祉全般の支援について相談を受け付けます。

就労支援機関

個人の状態に合わせて、認定就労訓練事業者、大阪地域職業訓練センター、ハローワークなどと連携した支援を行います。

支援機関を支援

大阪府ひきこもり地域支援センター

専門のコーディネーターが支援機関を対象として、支援に必要な知識や情報を提供します。

ひきこもり支援のイメージ図

市の広報（令和元年12月号）に特集記事として掲載

こども食堂や学習支援などの「子どもの居場所づくり」の広がり

近年、地域住民やボランティア団体、社会福祉法人などによる子どもの居場所づくりの活動が活発に展開されるようになってきました。

こうした取組みは、子どもの栄養・学習問題に貢献するだけでなく、子どもの社会性の向上・子どもやその親と地域とのつながりを強め、地域全体で子どもを見守る環境づくりにつながります。





再犯防止の取組み（地域再犯防止計画）

犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再び罪を犯さないようにして、安全・安心な社会をつくるため、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体において「再犯防止の取組み」を進めることとしています。

今回のアンケート調査では、初めてこの取組みについて項目を追加しましたが、「取組みについて知っている」と回答した方が13.0%と低い結果となっています。

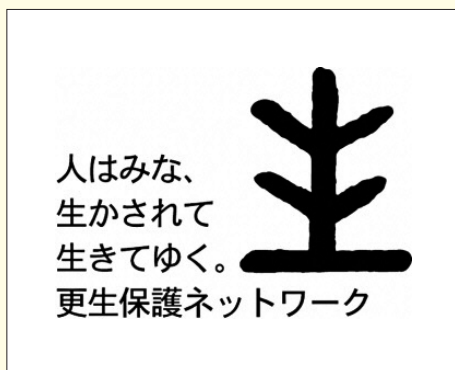
また、「再犯防止のためには、罪を犯した人を社会から排除・孤立させるのではなく、就労・就学や住まいの確保、偏見の排除など、その人が再び社会で暮らしていくための環境を整えることが重要である」という考えについて、「賛同できる」と「どちらかといえば賛同できる」を合わせて51.9%と全体の5割以上となったものの、「わからない」と回答した方が25.6%、「賛同できない」と回答した方が6.3%となっており、更なる取組みが求められる結果となりました。

再犯防止に向けた更生保護の活動を通じて、過去に犯罪や非行をした人が、地域社会の中で孤立しない仕組みを構築していくことは、地域共生社会を実現していくうえでも、重要です。引き続き、関係団体と連携し、更生保護の取組みと市民への周知・啓発等に努めていきます。

① 保護司会の活動と更生保護サポートセンター

「保護司」とは、地域において、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える様々な活動を行っています。その主な職務は保護観察を受けている少年などへの指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動です。また、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど、幅広く活躍しています。

「摂津地区保護司会」では、現在32名の保護司が所属し、再犯防止の様々な取組みを進めています。また、地域福祉活動支援センター内に「更生保護サポートセンター 摂津」が設置され、保護司会の活動拠点として、相談受付業務などが行われています。



更生保護生きるマーク



摂津市保護司会研修会の様子





② 更生保護女性会と BBS 会

「更生保護女性会」は、女性の立場から犯罪や非行を予防するとともに、過ちを犯した人たちの立ち直りの支援を行うボランティア団体です。

「BBS 会 (Big Brothers and Sisters Movement の略)」は、様々な問題を抱える青少年に対し、兄や姉のような身近な存在として接しながら、青少年の健全な成長を支援し、犯罪や非行の無い地域社会の実現を目指すボランティア団体です。

これら 2 つの団体は、保護司会と連携して再犯防止の取組みに努めています。

③ 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は昭和26年に法務省が主唱し、誕生しました。

本市では保護司会、更生保護女性会、青少年指導員連絡協議会、自治連合会、PTA、民生児童委員協議会等の様々な団体が連携し推進委員会を結成し、再犯防止を主要なテーマとした講演会や市民集会の開催などに、年間を通して取り組んでいます。

毎年、強調月間である 7 月には、「社会を明るくする運動 市民のつどい」を開催し、講演会の開催と再犯防止の啓発に努めています。



第69回「市民のつどい」
令和元年 7 月13日 (土) 摂津市民文化ホール

④ 協力雇用主制度

協力雇用主とは、罪を犯した人々の社会復帰と自立に協力することを目的として、罪を犯した人の雇用に協力する民間の事業主の方々です。

現在、摂津市内では27社が協力雇用主となっています。

引き続き、協力雇用主制度に関する周知を行うとともに、協力雇用主の拡大と実際の雇用につなげる取組みを進めていきます。





4 障害のある人に寄り添ったまちづくり

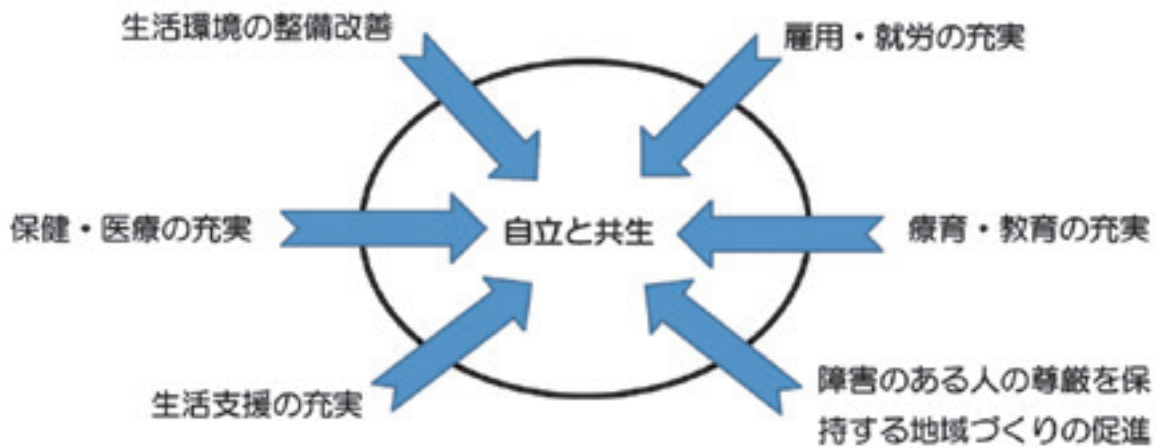
障害のある市民が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、障害のある人に寄り添い、障害のある人の視点に立った施策の展開が重要です。

また、誰もが地域社会の一員として、積極的に地域と関わり活躍することを目指す「ノーマライゼーション」の考えを促進していかなければなりません。

障害の有無にかかわらず「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を進めていく必要があります。

主要な関連計画

「障害者施策に関する長期行動計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」



就労移行支援



自立訓練



生活介護





5 子育てしやすいまちづくり

近年、核家族化や女性の社会進出が進み、保育所の待機児童問題をはじめとする子育て環境の確保・充実が大きな課題となっています。こうした課題に対応していくためには、子育て支援に係る公的サービスの更なる充実を図るとともに、地域住民と保健・福祉・教育などに関わる機関・団体が連携し、地域ぐるみで子ども・子育てを支援するネットワークづくりを進めていく必要があります。

主要な関連計画

「子ども・子育て支援事業計画」

摂津市子育て支援ネットワーク推進会議

子どもの健全育成とその家族への支援を図るため、各関係機関及び団体が連携して「子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくり」に努めています。

「親子ランド」・「子育て講座」などのイベント開催や、情報誌の作成などを行うとともに、情報交換を行い、子育て支援事業を推進しています。



子育てなどの情報専用ホームページ
「せつつみんなで子育てねっと」



関係機関及び団体による交流イベント
「親子ランド」





6 人権を守るまちづくり

人と人とのつながりを作るためには、お互いが認め合い支え合う必要があります。こうしたつながりを、いわれなき偏見や差別により分断されないよう、関係団体が連携を図りながら、多様性を認め合い、市民一人ひとりが個人として尊重され、地域のつながりから取り残される人が出ないまちづくりを進めていく必要があります。

主要な関連計画

「男女共同参画基本計画」「人権行政推進計画」

平成28年に施行された人権に関する3つの法律

人権に関する課題が複雑化する中で、一人ひとりの人権が尊重され誰もが暮らしやすい社会を実現するために、以下の法律が施行されています。

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）



摂津市立男女共同参画センター「ウィズせつつ」

摂津市立コミュニティプラザ1階

DV被害の相談をはじめ、家庭や社会の中で女性が抱える様々な問題についての相談を受け付ける。



摂津市人権協会 ヒューマンセミナー



人権を考える市民のつどい
摂津市民文化ホール





基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり

1 緊急時・災害時の支援体制の充実

近年、大規模な地震や大型の台風が頻発する中、災害時の要配慮者などに対する支援体制が大きな課題となっています。とりわけ、平成30年6月の「大阪北部地震」では、本市でも大きな被害が発生し、災害現場における様々な課題が浮き彫りになったところ です。

本市が得た教訓を確実に活かしていくため、災害時の見守り支援体制などにおいて市民と行政が強固に連携した体制づくりに努め、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

主要な関連計画

「摂津市地域防災計画」ほか

■参考：災害時要援護者支援制度の状況 各年度12月1日時点

項目	平成27年度	平成29年度	令和元年度 ^{※注}
名簿登録者数(人)	16,234	18,693	3,394
同意要援護者数(人)	1,430	1,338	1,289
地域支援組織数(団体)	53	53	56

※注 令和元年度に名簿登録要件の見直しを実施。

① 災害時要援護者支援制度の推進

本市の災害時要援護者名簿の登録者数は、令和元年12月時点で3,394人となっており、その内、名簿情報を自治会などの地域支援組織に提供することに同意した「同意要援護者」は1,289人となっています。また、地域支援組織としては56の自治会が登録しています。

今後も同意要援護者数と地域支援組織の更なる拡充に努めます。

② 災害対策を通じた支えあいの推進

近年の相次ぐ大規模な災害発生を受け、災害対策への関心が高まりつつあります。

今回のアンケート調査においても、「福祉に関する施策で重要と考える取組み」を問う質問に対し、全29項目の取組みの内、「災害に強いまちづくり」と回答した人が50.5%と最も多い結果となりました。

本市が経験した平成30年6月の「大阪北部地震」では、市が各種の災害対応に追われ行政機能の維持が困難になる中、地域においては、住民や様々な団体が自主的に判断・対応し、多くの支援が行われました。





こうした経験は、「災害に強いまちづくり」のために、住民と行政が連携し「自助」「共助」「公助」の力を最大限発揮しなければならないことを、教えてくれました。

本市では、現在、自治会を中心に「自主防災組織」が組織され、防災活動が行われているほか、地域住民による防災マップづくりにも取り組んでいます。



地域住民による防災マップづくり

③ 地域防災の担い手となる人材の育成及び確保

平成30年6月の大阪北部地震では、行政は膨大な問い合わせや復旧活動、避難所運営等に追われ、公助による災害支援の限界を痛感することとなりました。

大きな災害が発生したとき、行政も含め、支援をする側のマンパワーは圧倒的に不足するため、減災や早期の復興のためには、自助と共助の力が非常に重要となります。

この経験を踏まえ、市では令和元年度（平成31年度）より、地域防災の担い手となる人材の育成及び確保に関する取組みの強化を進めています。

自分で自分の命を守り、時には行政と地域の防災活動のパイプ役として共助をサポートできる市民を養成するために、「せつつ防災サポーター養成講座」を開講しました。

また、防災士の資格を持つ市民を増やすために、資格の取得経費を補助する制度を創設しました。

こうした事業などを通じて、「まるごと・まちごと防災体制」の取組みを進めます。

せつつ 防災サポーター 養成講座 募集中

無料

全5回の連続講座

- ① 6月7日（金） 災害を乗り越える方法を知る
- ② 6月15日（土） 特別講演講師 東京大学特任教授 片岡純孝氏
- ③ 6月28日（金） 災害時に困ることを知る
- ④ 7月12日（金） 男女共同参画視点からの防災
- ⑤ 7月26日（金） 大切な人を守る方法を知る

◆日時 午後2時～午後3時※ ※2回目は午後2時～午後4時

◆場所 津海市立コミュニティプラザ 1階 ワイズせつつ交流室 ※2回目は3階コンベンションホール

申込はお早めに！ [定員があります] **5月31日（金）** 締め切り

06-6383-1325 津海市役所 防災管理課

防災士 求む! 半額補助

今後起こりうる大災害から 津津市の未来を守る人を募集しています。

資格取得の費用を補助します!!

主な要件 以下の条件すべてを満たす必要があります。

- 市内在住者
- 平成31年4月以降に、防災士としてNPO法人防災士機構に登録された方
- 市が主催する防災サポーター養成講座（防災士資格取得者向け）※防災士登録後に受講し、防災サポーターとして登録された方

※その他の条件等の詳細は裏面をご確認ください。補助金は後払となります。

お申込み・お問い合わせは下記電話番号までご連絡ください。

06-6383-1325 津海市役所 防災管理課

詳細は裏面

「せつつ防災サポーター養成講座」と「防災士の資格取得費用の補助」のチラシ





④ 災害ボランティアセンター

平成30年6月の大阪北部地震では、本市においても摂津市社会福祉協議会で「災害ボランティアセンター」が設置され、災害ボランティアの派遣や災害時要援護者のニーズ調査などを行いました。

大規模な災害が発生した際に、いち早く生活を立て直し復興するには、災害ボランティアの力が欠かせません。

さらに災害に強いまちづくりを進めるため、災害ボランティアセンターの常設化を図り、災害対策に関する情報発信やボランティアの育成等を恒常的に行っていくことについて、検討してまいります。



大阪北部地震（平成30年6月）
災害ボランティア



台風による被害（平成30年9月）

福祉避難所

地震や風水害などの災害が発生又は発生するおそれがある場合、まずは学校などの施設であらかじめ指定された「一次避難所」などに避難することとなりますが、その後、一次避難所での生活が困難で、特別な配慮を要する方については、「福祉避難所」を開設して受け入れることとなります。

摂津市では現在、老人ホームなど、市内の7つの施設を福祉避難所に指定しています。



市内の社会福祉法人との「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結式（平成26年12月）





2 防犯対策の充実

誰もが安心して暮らすためには、防犯対策は欠かせません。犯罪のないまちづくりのためには、市民と行政が連携し、地域全体で取り組むことが重要です。

これまで、防犯ステーションの設置や見回りなどの取組み、防犯協会や職域防犯協会の取組み、防犯灯や防犯カメラの設置、通学路の見守り活動、大阪府警安まちメールの活用、再犯防止の取組みなど、多くの地域福祉団体や地域住民の協力のもと、防犯活動の取組みが進められてきました。

今回のアンケート調査では、福祉に関する施策で重要な取組みを問う項目で、「犯罪の発生を減らす取組み」と回答した方が、29.2%と29の選択肢の内7番目に多い回答となったものの、近年の本市での犯罪発生件数は減少傾向にあり、こうした取組みの成果が表れています。

一方、高齢者をターゲットとした「特殊詐欺被害」は増加する傾向も見られ、こうした新たな被害に対する対策が求められています。

犯罪のないまちづくりを目指し、引き続き、行政と市民の協働による対策を推進してまいります。



モノレール南摂津駅下の
防犯ステーション



大阪府警安まちメール
ホームページ



子ども110番運動



通学路の見守りボランティア



青パトと「子ども安全巡視員」

■参考：摂津市の犯罪被害件数

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
犯罪発生数	1,042	865	817
内、詐欺被害数	51	40	44

資料：平成30年度版 摂津市統計要覧





4

摂津市社会福祉協議会との連携

1 社会福祉協議会の役割

今後も増加することが予想される福祉課題に適切に対応していくためには、行政と地域住民双方の協働はもとより、その間をつなぐ役割を担う社会福祉協議会の存在が、ますます重要になります。

摂津市社会福祉協議会では、これまで、校区等福祉委員会などの活動支援やボランティアの派遣、高齢者支援の中核的な機関となる地域包括支援センターの運営、さらには、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業や地域住民相互のつながりを発掘しコーディネートする生活支援コーディネーター事業などを展開してきました。

また、大阪北部地震の際には、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの派遣や災害時要援護者の安否確認などにも努めてきました。

今後、介護、子育て、貧困など様々な課題に迅速かつ柔軟に対応していくため、社会福祉協議会の活躍が期待されています。

2 地域福祉活動計画

摂津市社会福祉協議会では、平成19年4月に「地域福祉活動計画」を策定し、校区等福祉委員会活動の支援をはじめ、様々な事業の推進に努めてきました。

今回、第4期摂津市地域福祉計画の策定に合わせ、地域福祉活動計画を同計画のアクションプランと位置づけ、地域のニーズに即した柔軟な活動を展開していきます。



摂津市社会福祉協議会が入る「地域福祉活動支援センター」



摂津市
社会福祉協議会
ホームページ

